

堺市消費生活条例（平成21年条例第35号） 新旧対照条文

現 行	改正案
<p>(計量の適正化)</p> <p>第24条 事業者は、<u>商品等の供給に当たり</u>、消費者が不利益を被るような計量を行ってはならない。</p>	<p>(計量の適正化)</p> <p>第24条 事業者は、<u>消費者との間で行う取引に関し</u>、消費者が不利益を被るような計量を行ってはならない。</p>
<p>(不当な取引行為の禁止)</p> <p>第26条 事業者は、<u>その供給する商品又は役務の取引に当たり</u>、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定める行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(不当な取引行為の禁止)</p> <p>第26条 事業者は、<u>消費者との間で行う取引に関し</u>、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定める行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(不当な取引行為に関する調査等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、<u>当該取引行為の対象となる商品等を供給する事業者</u>に対し、当該取引行為が適正なものであることの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(不当な取引行為に関する調査等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、<u>当該取引行為を行う事業者</u>に対し、当該取引行為が適正なものであることの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(市長への申出)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出に係る消費生活上の支障が広く市民に生じ、<u>若しくは生ずるおそれがある</u>と認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(市長への申出)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出に係る消費生活上の支障が広く市民に生じ、<u>又は生ずるおそれがある</u>と認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(訴訟の援助)</p> <p>第44条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者（以下この条において「被害者」という。）が、当該事業者を相手として訴訟</p>	<p>(訴訟の援助)</p> <p>第44条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者（以下この条において「被害者」という。）が、当該事業者を相手として訴訟</p>

を提起する場合又は当該事業者から訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該被害者に対し当該訴訟に必要な資金（以下この条において「訴訟資金」という。）の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

を提起する場合又は当該事業者から訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件の全てに該当するときは、当該被害者に対し当該訴訟に必要な資金（以下この条において「訴訟資金」という。）の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

堺市消費生活条例施行規則（平成22年規則第12号） 新旧対照条文

現 行		改正案	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区分	行為	区分	行為
条例第26条第1号に規定する行為	<p>1 <u>販売目的</u>を隠した勧誘等 商品等の<u>販売の意図</u>を明らかにせず、若しくは<u>商品等の販売以外</u>のことを主たる目的であるかのように告げ、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>2 （略）</p> <p>3 重要情報の不実告知による勧誘等 <u>商品等の販売に際し</u>、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>4 断定的判断の提供による勧誘等 <u>商品等の販売に際し</u>、将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>5 （略）</p> <p>6 事業者名等の虚偽表示等による勧誘等 <u>商品等の販売に際し</u>、事業者の氏名、名称、住所、事業所の所在地について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>7～18 （略）</p> <p>19 心理的負担に乗じた勧誘等 <u>商品等を販売する</u>目的で、親切を装う行為又は無料検査その他の無償若</p>	<p>条例第26条第1号に規定する行為</p> <p>1 <u>取引目的</u>を隠した勧誘等 商品等の<u>販売</u>、<u>物品の購入</u>その他の<u>取引の意図</u>を明らかにせず、若しくは<u>当該取引以外</u>のことを主たる目的であるかのように告げ、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>2 （略）</p> <p>3 重要情報の不実告知による勧誘等 消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>4 断定的判断の提供による勧誘等 将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>5 （略）</p> <p>6 事業者名等の虚偽表示等による勧誘等 事業者の氏名、名称、住所、事業所の所在地について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>7～18 （略）</p> <p>19 心理的負担に乗じた勧誘等 <u>契約を締結させる</u>目的で、親切を装う行為又は無料検査その他の無償若</p>	

	<p>しくは著しい廉価の商品等の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること</p> <p>20 (略)</p> <p>21 催眠商法による勧誘等</p> <p><u>その販売が主たる目的でない商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品等の購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>22 従前の取引に関する情報の不当な利用による勧誘等</p> <p><u>商品等の販売に関し、当該消費者が従前に関わった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>23～24 (略)</p> <p>25 資金調達を強要する勧誘等</p> <p><u>商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧め、又は定期預金、生命保険等の解約等をして資金を調達させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>(新設)</p>
(略)	(略)
条例第2 6条第3 号に規定 する行為	<p>1～2 (略)</p> <p>3 消費者の意思と異なる契約</p> <p><u>消費者が購入の意思表示をした主たる商品等と異なるものを記載し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作成させる行</u></p>

	<p>しくは著しい廉価の商品等の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>20 (略)</p> <p>21 催眠商法による勧誘等</p> <p><u>取引の主たる目的でない商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>22 従前の取引に関する情報の不当な利用による勧誘等</p> <p><u>消費者が従前に関わった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>23～24 (略)</p> <p>25 資金調達を強要する勧誘等</p> <p><u>消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧め、又は定期預金、生命保険等の解約等をして資金を調達させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p> <p>26 書面交付義務違反による勧誘等</p> <p><u>消費者に法令等で交付することが義務付けられている書面を交付せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</u></p>
(略)	(略)
条例第2 6条第3 号に規定 する行為	<p>1～2 (略)</p> <p>3 消費者の意思と異なる契約</p> <p><u>消費者が意思表示をした内容と異なる事項を記載した契約書等を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる</u></p>

	為 4～9 (略)
条例第2 6条第4 号に規定 する行為	<p>1 不当な手段による債務履行の強要 消費者、その保証人等<u>法律上支払義務のある者</u>(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>支払義務のない者</u>への債務履行の要求 消費者等の関係人で<u>法律上支払義務のないもの</u>に、正当な理由なく電話その他の通信手段を用いて連絡をとり、又は訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為</p> <p>6 事業者名等の不明示等による債務履行の強要 消費者等に対して、事業者の氏名、名称、住所、所在地について明らかにせず、又は偽ったまま、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる<u>行為</u>。</p> <p>7 契約書の無断作成等による債務履行の強要 消費者に無断で契約書を作成し、又は第三者に契約書に署名させて、<u>商品売買契約等</u>の成立を一方的に主張し、消費者を欺き、又は威迫することにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為</p> <p>8 履行期限が過ぎた契約の債務履行の<u>拒否</u> 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、<u>商品等を契約の趣旨に従って供給しない行為</u></p> <p>9 担当者の不在等を理由とした債務履行の遅延又は拒否 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由にして対応を拒み、債務の履行を遅延させ、<u>又</u></p>

	行為 4～9 (略)
条例第2 6条第4 号に規定 する行為	<p>1 不当な手段による債務履行の強要 消費者、その保証人等<u>債務の履行義務のある者</u>(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>債務の履行義務のない者</u>への債務履行の要求 消費者等の関係人で<u>債務の履行義務のないもの</u>に、正当な理由なく電話その他の通信手段を用いて連絡をとり、又は訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為</p> <p>6 事業者名等の不明示等による債務履行の強要 消費者等に対して、事業者の氏名、名称、住所、所在地について明らかにせず、又は偽ったまま、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる<u>行為</u></p> <p>7 契約書の無断作成等による債務履行の強要 消費者に無断で契約書を作成し、又は第三者に契約書に署名させて、<u>契約</u>の成立を一方的に主張し、消費者を欺き、又は威迫することにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為</p> <p>8 履行期限が過ぎた契約の債務履行の<u>遅延又は拒否</u> 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、<u>契約に基づく債務の履行を遅延させ、又は拒否する行為</u></p> <p>9 担当者の不在等を理由とした債務履行の遅延又は拒否 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由にして対応を拒み、債務の履行を遅延させ、<u>又</u></p>

は債務の履行を拒否する行為

10～12 (略)

13 クーリング・オフの不当な制限

(1) (略)

(2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、事実と異なる情報を提供することにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要する行為

(3) ～(6) (略)

14～15 (略)

16 不当な解約条件の設定

消費者が正当な根拠に基づく中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の商品又は役務の購入の契約を締結させること等により、実質的に契約の存続を強要する行為

17 虚偽の記載をさせることによる契約の成立又は存続の強要

商品売買契約等の締結に際して、商品売買契約等に係る書面に年齢その他の事項について消費者に虚偽の記載をさせることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること

18 (略)

(略)

(略)

は拒否する行為

10～12 (略)

13 クーリング・オフの不当な制限

(1) (略)

(2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、事実と異なる情報を提供し、又は当該取引に関する重要な情報を提供しないことにより、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

(3) ～(6) (略)

14～15 (略)

16 不当な解約条件の設定

消費者が正当な根拠に基づく中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の契約を締結させること等により、実質的に契約の存続を強要する行為

17 虚偽の記載をさせることによる契約の成立又は存続の強要

契約の締結に際して、契約に係る書面に年齢その他の事項について消費者に虚偽の記載をさせることにより、契約の成立又は存続を強要する行為

18 (略)

(略)

(略)

様式第2号（第11条関係）

資料提出要求書

年 月 日

様

堺市長



あなたが行った取引行為について、堺市消費生活条例（以下「条例」という。）第26条に規定する不当な取引行為である疑いがあるため、条例第27条第2項の規定により、下記のとおり当該取引行為が適正であることの合理的な根拠を示す資料を求めます。

記

1 商品又は役務の名称

2 条例第26条に違反する疑いのある取引行為の内容

3 根拠条文（該当する不当な取引行為）

4 資料を求める事項

5 資料の提出期限

6 資料の提出のあて先

様式第2号（第11条関係）

資料提出要求書

年 月 日

様

堺市長



あなたが行った取引行為について、堺市消費生活条例（以下「条例」という。）第26条に規定する不当な取引行為である疑いがあるため、条例第27条第2項の規定により、下記のとおり当該取引行為が適正であることの合理的な根拠を示す資料を求めます。

記

1 条例第26条に違反する疑いのある取引行為の内容

2 根拠条文（該当する不当な取引行為）

3 資料を求める事項

4 資料の提出期限

5 資料の提出のあて先

様式第15号(第27条関係)

報告等要求書

年 月 日

様

堺市長



堺市消費生活条例第45条第1項の規定により、下記のとおり(報告・資料の提出)を求めます。

なお、正当な理由がなく報告、資料の提出の要求に応じないときは、同条例第47条の規定により、その旨を公表することがあります。

記

1 商品又は役務の名称

2 報告等を求める事項

3 報告等の提出期限

4 報告等のあて先

様式第15号(第27条関係)

報告等要求書

年 月 日

様

堺市長



あなたが行った取引行為について、堺市消費生活条例(以下「条例」という。)第26条に規定する不当な取引行為である疑いがあるため、条例第45条第1項の規定により、下記のとおり(報告・資料の提出)を求めます。

なお、正当な理由がなく報告、資料の提出の要求に応じないときは、条例第47条の規定により、その旨を公表することがあります。

記

1 条例第26条に違反する疑いのある取引行為の内容

2 根拠条文(該当する不当な取引行為)

3 報告等を求める事項

4 報告等の提出期限

5 報告等のあて先